

地域史からの「郷学」の再評価

—明治二年前橋藩領川島分界の河島書堂創設を事例に—

工 藤 航 平

はじめに

現在の学校教育の課題の解決の糸口を、近世の地域における民衆教育から見つめ直そうとする考え方がある。その中で、改めて学制頒布以前の民衆教育自体も見直す必要が生じているのも事実である。

1 研究史整理

本稿で対象とする「郷学」⁽¹⁾に関する先行研究について、簡単にまとめておく。郷学研究の主流をなすものは類型論であり、二つの類型論がある。一つは、藩校・私塾・郷学・寺子屋という教育機関総体を対象とした類型（類型論ⅰ）であり、もう一つは、設立目的や運営主体、経費負担など郷学の性格から類型化（類型論ⅱ）したものである。

類型論ⅰでは、藩校研究や郷学研究など、類型ごとの枠組みのなかで議論されてきた。この類型論ⅰに対する批判として、近年、木村政伸によって「地域教育史」が提唱されている。⁽²⁾木村は、一定地域内における多様な民衆教育機関（「学舎」）を総体的に把握し、地域全体の学びあるいは教育の構造の歴史性や地域性を明らかにすることを目指し

ている。この地域を総体的に把握する視角は重要であるが、議論が続いている郷学については言及されていない。また、地域の手習塾を類型化して把握しており、多様な教授内容・経営形態を持つことの意義が評価されていない。少なからず権力が関係する郷学を、多様な民衆教育機関の一つとして、地域のなかで総体的に位置づける必要がある。類型論ⅱは、石川謙の二類型に対し、津田秀夫が第三種郷学⁽³⁾の存在を指摘して以降、その存在の可否を巡って論争が続いている。⁽⁴⁾しかし、権力が介在したと位置づけられている第一種・第二種郷学に関する検討は、地域の自主性、地域の視点からの検討はあまりなされていない。⁽⁵⁾特に、明治初年の郷学に関しては、津田も権力から保護を得たものであつたと、その主張を変えた。類型論ⅱに対しては、各地域の社会的・支配的規定性など、地域の特性から明らかにすることで画一的類型論を再検討できる。⁽⁶⁾

本稿で対象とする明治初年の郷学については、複数の研究成果がある。明治初年の郷学校は、四民平等の教育政策（国民教育）や教育内容（普通学の志向）、設立基盤（広く組織的・面的に普及）という側

面から、近代公教育の先駆的形態として一般的に評価されている。これは、「学校」「教育」という近代的枠組みをもつて、それに当てはまるものを抽出するため、必然的に近代公教育の源流・連続的側面を見ることになる。研究手法としては、制度的・政策的側面からの組織化⁽⁷⁾や、形態上の実態分析が主であり、地域史の視点から解明するものは少ない⁽⁸⁾（近世期の郷学研究も同様である）。枠から外れた「周縁」をも含め、地域の実態に即して検討・評価する必要がある。

地域史の視点からの郷学研究の一つとして、地域指導者層による創設とその地域における意義について明らかにする方法がある。村役人層の再評価が提起され以降、多くの研究成果が蓄積されてきた。⁽⁹⁾この村役人層の主体形成や思想的背景については、多くの研究がある。⁽¹⁰⁾しかし、実際の日常的な地域運営などの実務能力の形成については、充分なものといえない。⁽¹¹⁾この地域指導者層の資質について、単に実務能力だけでなく、地域社会における広い意味での「資質」として捉え、その形成過程を解明する必要がある。

また、明治初年の郷学では普通学が志向され、漢学は前近代的な儒教的道徳教育、封建教学として評価されている。⁽¹²⁾しかし、幕末維新期の漢学塾や明治期における漢学の役割が指摘されており、併せて再検討する必要がある。⁽¹³⁾

このような研究史整理を踏まえ、以下のように課題を設定したい。

2 課題設定

①類型論・学校教育史の再検討 類型論 i-iiへの批判として、対象地域の地域民衆教育を総体的に把握し、その上で対象地域にとつての「郷学」の意義を明らかにする。本稿で対象とする川島領の手習塾をはじめとした民衆教育については、別稿を用意している。⁽¹⁴⁾本稿ではこの点についての詳述は割愛し、河島書堂の評価のみを指摘するに止めよう。また、地域固有の特性・規定性を踏まえ、地域社会との関係性を問うことでの、「学校」「教育」という枠組みから外れた「郷学」の「周縁」も含めて、その意義を評価できるであろう。

②近世近代移行期における評価 特に、「郷学」における漢学教授についての検討を中心に、近世の到達点と、近代の出発点という二つの評価を行いたい。単に「学校」としての近世近代の連続・非連続面を見るのではなく、地域における役割から評価する。

以上の課題について、明治三年に前橋藩領川島分界四二ヶ村に創設された河島書堂を事例に、地域の視点から川島分界の個別的规定性を踏まえ、地域社会における意義について検討を行う。特に、近世後期から明治期にかけての地域指導者層の資質との関係を中心に分析を行う。そして、多くの研究蓄積によって一般類型化が困難であることが示されている現在、各地域の中で位置づけて考えることで、「郷学」という枠組みも外して評価することができるのではないだろうか。

[第1表] 郷中三役一覧

取締役	鈴木久兵衛（宮前村）、清水寛一郎（上広瀬村）
肝煎役	鹿山新一郎（飯島村）、猪鼻孫一郎（下貉村）、大河原重喜（沼黒村）、簾藤万衛（鎌形村）、石原弥次郎（宗岡村）、新井善平（騎西町場）、中村猶太郎（上長洲村）、根岸半平（栗崎村）、長谷川五郎平（柏原村）、稻村瀧十郎（神戸村）
頭取名主	松崎又十郎（下小見野村）、渋谷源太郎（戸守村）、岩淵織次郎（梅木村）、大沢庄平（畠中村）、石黒玄四郎（上新堀村）、谷崎半平（出丸中郷）、飯島藤十郎（中山村）

*太字は、川島分界の者。

*頭取名主は、川島分界の者のみを抽出した。

（埼玉県川島町）は、川越城の北部周縁地域で、荒川右岸の平地に位置し、四方を河川（荒川・入間川・越辺川・市野川）に囲まれた輪中地域である。川島領は、川越城主結城松平家領四二ヶ村（川島組・分界）のほか、幕領や旗本知行所などを含む四八ヶ村からなる。

慶応二年（一八六六）、結城松平家が川越城から前橋城に移城（川越藩→前橋藩）すると、川越周辺の入間郡や比企郡を中心には複数の町村が前橋藩領となり、川島領でも結城松平家領四二ヶ村が前橋藩領となつた。それまで、川越城の領地として「川越御城近場、殊ニ古来より右御城え属し候村々」⁽¹⁶⁾と表現された川島組四二ヶ村も、一転して遠く離れた前橋城の飛地領となつたのである。川島組は周辺を川越藩（県）や

3 対象地域の概況

まず、本稿の対象地域における支配構造についてまとめておく。⁽¹⁵⁾

本稿で対象とする武藏国比企郡川島領

（埼玉県川島町）などに囲まれることとなつた。現埼玉県域のうち、前橋藩領となつた旧川越藩領の分布は、ある程度のまとまりを見ることができ、○○組（分界）という組合村が設定され、松山（東松山市）に置かれた陣屋を拠点として支配が行われた。⁽¹⁷⁾

明治三年（一八七〇）四月からは、前橋—松山序伝達方—頭取役・

取締役—分界（小組合・頭取名主—村・名主）と改正され、各分界は頭取名主を中心として運営された（第1表）。これと揆を一にして、

河島書堂の創設が始められることとなつた。この川島分界については、対領主関係の村連合に過ぎなかつた川島組が、行政事務一般を取り扱う組織として設定されたが、分界の業務の大半は対領主関係であり、「川島II一村」は多分に地域指導者層のイデオロギーに過ぎなかつたという松沢祐作の指摘がある。⁽¹⁸⁾本稿では、郷学所の創設過程とその目的などを検討することで、川島分界が対領主関係の一つの村連合に過ぎなかつたのかについても検討したい。

取締役と頭取役は地域指導者層をもつて任命されたが、村の名主役を兼務できないため、その嫡子などに名主役を譲り就任した。郷中三役（取締役・肝煎役・頭取名主）は官選で、近世以来の地域指導者層が就任し、取締役は俸米一〇俵、肝煎役は俸米八俵を藩より下付され、頭取名主の俸給は組合村々に割り付けられた。本稿で取り上げる人物も、名主役のほかに頭取名主を勤める家柄であり、訴訟や歎願の際には惣代として奔走する地域指導者層でもあつた。

明治二年二月に政府は、民衆教化を目的とした初等教育機関の設置

を企画し、読・書・算の実用的知識を中心とした国体・忠孝による德育を目指した。河島書堂は、政府の指示に従つた前橋藩による指示を契機としたものである。『埼玉県教育史』や『川島町教育史』において詳しく述べられているが、「教育史」の枠組みの中での評価にとどまる。⁽²⁰⁾ なお、史料には、「学校所」「郷学所」「河東寮」「河島書堂」などと記されているが、本稿では便宜上「河島書堂」に統一する。

第一節 幕末期川島領の地域課題

本節では、幕末維新期における川島組村々の地域指導者層にとつての地域課題について、ペリー来航と慶応二年武州一揆における川島組村々や隣接する村の事例から、その一端を見ることにする。

①ペリー来航と川島地域

次の史料は、川島領に隣接する入間郡赤尾村（坂戸市）名主で、結城松平家領の頭取名主も勤めていた林信海が記したものである。これは、本紙に付された継紙である。

〔史料1〕

②慶応二年の武州一揆と川島地域

明和二乙酉正月村々人氣立事有之ニ付、天狗廻状杯村々触廻り、多人数出、有宿志家々打破り歩行候事有之ニ付、此書面之一事もありしなるへし、當時より世に伝いふを聞おけれハ、かく記しあく也けり

安政二乙卯年五月九日

林信海（花押）⁽²¹⁾

武州一揆は、慶応二年（一八六六年）六月、武藏国山村地帯の窮民が同時蜂起し、高利貸しや穀物問屋、豪農などの打ち壊しを行い、一〇万人にも及ぶ窮民が参加した一揆である。神奈川貿易や第二次長州戦争による物価高騰や課税強化などに端を発し、施米・施金や質物・資

史料1が付された本紙は、明和二年（一七六五年）の中山道助郷役を巡る伝馬騒動の際、赤尾村民が打ち壊しに参加しないことを確認した請書である。史料1が記された安政二年（一八五五年）は、ペリー来航で騒然としていた時期であった。川越藩領であった赤尾村は、川島組村々とともに、川越藩の海防役に多くの村民が動員されており、ペリー来航は直接関係する事件であった。また、林信海や川島組の頭取名主鈴木久兵衛は、異国船とそれに対する幕府の動静などの情報を積極的に収集しており、他地域よりも実感をもつて受け止められていた。

ペリー来航とそれに伴う地域秩序の動搖に直面した信海は、明和二年の伝馬騒動の際に地域住民を打ち壊しに参加させずに押さえ込んだ先祖の業績として、当時の打ち壊し不参加の請書を「発見」し、持ち出したのである。そして、子孫への教訓として史料1を付し、新たに袋を作成して保存したのである。このような行動からも、川島組村々の地域指導者層にとつて、地域の安定的運営、地域秩序の維持が重要な課題であつたことがわかる。

川島領で打ち毀しにあつた者は、中山村太兵衛（高利貸）、南園部

高張姚灯手姚灯共

村茂左衛門、下正直村弥兵衛、上小見野村平格、上小見野村菊五郎、

目印のぼり式本代

谷中村喜七、下八ツ林村紋太郎、白井沼村倉次、宮前村頭取名主給兵

大組合度々参会入用

衛（鈴木久兵衛）の九名である。⁽²³⁾ また、正直村二名、中山村二名の者

郡中四十式ヶ村人足目印晒切代

が一揆参加者として捕縛（七月朔日入牢之者）⁽²⁴⁾ されている。

竹槍拵代⁽²⁵⁾

中山村太兵衛と宮前村鈴木久兵衛、鷹場野廻り役であつた小見野村平格（松崎）の三名以外は、管見の限り家業等は確認できないが、高利貸や富農であつたと思われる。久兵衛の嫡子孝太郎は、後に地域指導者層となるとともに、郷学・河島書堂創設の中心人物であつた。また、次の史料は、宮前村の打ち毀し防方に対する手当て割合を示したものである。

〔史料2〕

一、去月中山方もの共人氣騒立所々人家打毀シ乱妨ニおよび、既當郡え押入候砌、村方一統男有限り力を合、大小之無差別種々心配致候所より、今般左之者共心頭相立村役人え割合方頼出候ニ付、申談之上拾五已上六拾以下之ものえ平等ニ割合、其外取計方左之通

（中略）

残て四両壹分 是は取締筋諸色相求候入用ニ廻ル

第二節 河島書堂創設と地域指導者層の活動
本節では、河島書堂の創設過程における諸問題と入学者の構成等から、河島書堂の性格・創設意図について検討する。

一、金壹両式分 鬱金木綿四反

一、 管笠廿かへ

1 河島書堂創設準備からみる河島書堂の性格

①郷学所役員の任命

河島書堂創設にあたり、創設準備を取り仕切る郷学所役員が、前橋藩より任命された。明治三年（一八七〇）四月二三日、鈴木孝太郎（宮前村名主、父親は取締役鈴木久兵衛）、飯島藤十郎（中山村名主・頭取名主）、石黒玄四郎（上新堀村名主、頭取名主）、大沢正作（畠中村、父親は畠中村名主・頭取名主大沢庄平）の四名が「郷学所掛」に任命された。⁽²⁶⁾ それ以前に、田中次平（元川島組頭取名主、三保谷宿名主）が「郷学所取締」に任命されていた。⁽²⁷⁾ この郷学所取締の田中次平を中心とした郷学所役員（郷学所取締・郷学所掛）によって、河島書堂は創設されることとなつた。この直後の五月二一日には、郷学所掛四名と松崎又十郎（下小見野村名主、頭取名主）が「郷学所助教」に任じられている。郷学所役員のほとんどは、明治三年以前から頭取名主など地域指導者層にあつた人物である。

これら郷学所役員は、なぜ前橋藩によつて任命されることとなつたのであらうか。その要因として、明治元年一二月の前橋藩による「児童え筆学世話」に対する褒賞が考えられる。⁽²⁸⁾ 結城松平家は川越藩時代より、毎年一二月にその年の功労者に対して褒賞を行つており、その一環として行われたものであつた。この時、宮前村孝太郎（鈴木）、角泉村助太郎（猪鼻）、中山村藤十郎（飯島）、畠中村正作（大沢）、松永村友十郎（松崎カ）、上伊草村儀左衛門、表村養竹院（太田乾道もしくは太田見外）の七名が褒賞されている。この褒賞者と郷学所役員などが、ほぼ一致するのである。

員などが、ほぼ一致するのである。

明治三年五月二一日には、郷学所助教らの松山陣屋出勤時の帶刀が許され、飯島および大沢の両名が苗字御免とされた（それ以外の役員は既に許可）。明治四年正月の前橋藩役員列席のもとでの開学式では、鈴木および大沢が「直支配」、三月には田中次平が「二等直支配」・給米五人扶持、のちに飯島も「直支配」とされた。郷学所役員が郷中三役と同等、特に頭取役や取締役に準じる格式を得るまでになつてゐる。

翌明治四年八月には、新たに「郷学所助勤・頭取補」二四名が前橋県（藩）より任命され、その後も数名が「郷学所助教補」などに任命されている。⁽²⁹⁾ 二四名の内訳は、村役人本人一三名（名主八名、名主格組頭一名、組頭三名、組頭格一名）、村役人子弟五名（取締役一名、名主三名、組頭一名）、百姓六名であつた。「百姓」が複数名含まれていることも注目されるが、やはり多くの村役人層関係者が任命されていることが指摘できる。頭取名主のほぼ全員と多くの名主が郷学所役員等に任命され、河島書堂が川島分界の公的機関としての位置づけを持つたといつてもよいであろう。

前橋藩は、地域指導者層であるとともに、手習塾を開設するなど民衆教育に造詣の深い人物を選出して任命したのである。前橋藩としては、支配機構の末端に位置する地域指導者層を取り込み、政府が進められた近代化政策を実現するものとして郷学所役員を任命したのであろう。河島書堂の教員としては、前橋藩から郷学所助教や助教補に任命されたもののほかに、雇傭された者も存在した。河島書堂が開校した直

後から、複数の者が候補として郷学所役員の間で検討されたが、結局は郷学所助教の大沢正作と、田中次平のもとに寄留していた書生・小原秀彦の二名が専任の教員として選出された。⁽³⁰⁾ 入間県移管後の明治五年頃の河島書堂人員調査と思われるものを見ると、漢学と国学を教授しており、「教導人員」として八名（漢学八名、うち一名が国学兼任）を二等級に分け、上等二名（俸給一石七斗七升宛）、中下等六名（無給）と記されている。⁽³¹⁾ 上等の二名が大沢と小原と思われる。郷学所役員のなかでは、大沢正作のみが名主役などに就任していなかつたために、俸給を与えるために教員として雇傭されたと考えられる。

河島書堂創設は、前橋藩による指示を契機とし、その背景には、政府の近代教育政策や前橋藩の学制改革、支配機構の改編などがあつたと推察される。そして、郷中三役とは別組織として、前橋藩に任命された郷学所役員によつて、河島書堂の創設が進められたのである。

②郷学所役員による創設過程

次に、前橋藩に任命された郷学所役員は、実際にどのように創設準備を進めたのであらうか。郷学所掛であった鈴木孝太郎の日誌を素材に検討する。

郷学所役員任命の約半月後の五月六日から、創設に向けての動きが確認できる。まず、郷学所役員の中心である田中次平が基本構想案を示し、それに対しても他の役員（石黒・鈴木・飯島）が「件書え一々答書可致」という形で進められた。⁽³²⁾

この基本構想が郷学所役員の間で確認されると、具体的な内容についての協議が行われることとなつた。鈴木孝太郎の日誌からは、「郷学所取建仕法」や「規則概略取極」の談判、「教授等人選之周旋」が行われた様子が伺える。六月になると、「郷学所普請」について話し合われ、実際の普請も行われた。生徒や雇傭教員の人選も進められ、明治三年八月朔日に開校（「郷学稽古相始」）の運びとなつた。

河島書堂創設の申談は、会所とは別に、郷学所役員の間で行われた。川島分界村々への河島書堂に関する触出しや、河島書堂関係者一同への申し渡しなど、公的な行事がある場合は、会所および河島書堂が設置された白井沼村真福寺に集会していたことがわかる。

この郷学所役員による創設過程では、前橋藩（実際には松山陣屋の「学校掛」など）への同いも行われていた。その内容は、郷学所役員の間で発案・取り決められた基本構想や規則、人選された入学予定者や雇用者などを報告することがほとんどであつた。前橋藩（県）からの指示は皆無に等しく、自ら任命した郷学所役員に一任していた。

最後に、前橋藩・藩学博喻堂の影響について簡単にまとめておきたい。河島書堂では朱子学を奉じ、学規は博喻堂と同じ白鹿洞書院掲示とし、祭神も祀られた。入学式では、県役員による「文宣王え獻備之式」や、生徒による「白鹿洞掲示・陳先生之語を暗誦」など博喻堂に準じた儀式が行われた。また、「知事公御染筆之御額」や明治四年正月の郷学所役員による「御陣屋仮学校所稽古始之式」（松山陣屋の博

（喻堂分校の稽古始）の見学、度々行われる前橋県役人による河島書堂の観察など、前橋藩（県）にとつても河島書堂は特別な存在であったことが伺える。

創設過程からは、実際には郷学所役員による自主的・自立的な構想に基づいた創設であったことがわかる。前橋藩によつて郷学所役員や郷中三役に任命された地域指導者層であるが、近世以来、民衆教育に携わり、「教育」の重要性と有効性を認識していた。そして、前橋藩の意図とは別に、地域指導者層として、民衆教育に携わってきた者として、河島書堂の基本構想を立案し、創設準備を進めたのである。

この認識の差異は、河島書堂の実質的な稽古始めが明治三年八月朔日に行われたのに対し、前橋藩役人列席のもとでの開学式が五ヶ月後の翌四年正月一七日に行われたことなどからも伺える。博喻堂の影響についても、後述する郷学所役員の創設意図とは直接関わるものではなく、前橋藩の公的権威を利用するため、最低限度盛り込んだものと考えることができる。

明治四年一月に前橋県（藩）の消滅が現実化すると、郷中三役と郷学所役員らは前橋県との関係をあつさりと断ち、その存在を「郡中惣代」として、会所・河島書堂を存続させることを企図した。⁽³³⁾ このようなことから、郷学所役員が政府や前橋藩の政策的意図を主体的に利用したと評価することができる。

③運営経費の捻出

次に、運営経費の負担方法から、河島書堂の性格について検討する。先述した基本構想案では、次のように計画されていた。

〔史料3〕（カッコは筆者註）

一、同處費用当前之所は拙者方（田中次平）ニて差出、上下入費無之様兼て申立置候得共、向後迄と申事ニも行届間敷、尤御扶持方丈ヶは勤役中諸費ニ相廻し候心得、其余之処仕法如何

但、定用読書机を始、器物何々と凡定度事

此義厚思召ニ御座候得共、当前之所は郷学所掛之者一同ニて諸入費持合候様仕度、然して後郷学所之模様ニ寄、其節仕法御談判仕度と存候、器物之義読書机之外火鉢・煙草盆・大瓶・茶碗様之もの少々有之候得は如何ニ候哉⁽³⁴⁾

史料3からは、郷学所取締である田中次平が、個人的負担をあてるこことを自ら立案したのに対し、鈴木孝太郎はさしあたり郷学所役員一同で負担し、その後の負担方法は改めて談判することを提案している。

孝太郎の日誌の明治三年七月七日の記事には、「田中氏より郷学所二付、入費として金五円被送候得共、右は返上致ス」とあり、同一三日には「田中公上ニて寮中諸入用之義一旦は一手ニて御持切被成候御存意ニ有之趣等申談」と、田中次平が河島書堂の経費一切を個人的に負担しようとしている様子が伺える。⁽³⁵⁾ 明治五年四月に作成され入間県に提出された「郷学所取建之旨趣」では、「郷学諸入費の儀は是迄田中次平引受ケ、百事周旋仕居候」と、基本的には田中次平が経費一切を

負担していたことがわかる。⁽³⁶⁾

また、明治四年一月の「会所郷学所議定兼頼状并郡中取極書」には、それまでの経費負担について、「右両所（筆者註）—会所および河島書堂）修造向等之入費は掛り之衆ニテ御持切、村々え御談示ニ不及、尤会所臨時入費は一統村掛リニ致、郷学所之義は聊村々え入費御談示モ無之候」とある。⁽³⁷⁾第三節で詳述するように、創設当初から川島分界の会所と河島書堂とは「合併」されていた。その両所であるが、会所の臨時入用は分界村々へ割り付けられたのに対し、河島書堂の経費は一切分界村々へ割り付けることはなかった。これは、分界村々の河島書堂に対する認識を考慮した上で、自主的な配慮といえるであろう。この点からは、分界の公的機関として認識された会所と、郷学所役員らの私的機関として分界村々に認識された河島書堂という差異を見ることができる。郷学所役員は、河島書堂入学予定者や助教等の任命を、前橋藩より分界村々へ触達してもらいたいと願い上げている。このことからも、河島書堂を公的に位置づけようと努力しているが、なかなかうまくいっていない様子が見える。

会所および河島書堂の経費負担に関して、明治四年八月から新たな動きが見られる。それは、分界村々の廃寺跡地を会所・河島書堂に付与し、運営経費に充てるというものであった。

まず、明治四年八月六日に「白井沼村廃寺跡田面買添地之分郷学所え相付候」ことが、郷学所役員の間で申談された。さらに、一五日には「郡中（筆者註）—川島分界）廃寺跡買添地之分、郷学所え被付置度

熟願之義」が会所において談判されたのである。それを踏まえ、一二一 日には郡中の廃寺跡地を「会所郷学所え永く御附被下置候」ことが前橋藩に願い上げられ、除地分は「拝借地」として心得ることで認められた。この計画も、郷学所役員により立案（「郷学所」への付与）され、会所での協議を経て、「会所郷学所」へ付与することが決定したのである。分界村々には、「川嶋郡中廃寺丈之物成を以同郡会所・郷学所・窮民救助之備ニ致度旨申出候ニ付承届候」と触れられた。⁽³⁸⁾

しかし、明治四年一月、群馬県など政府直轄県が設置されたことにより、前橋県（藩）の消滅が現実のものとなつた。これを契機として、廃寺跡地付与計画は糺余曲折することとなる。前橋県消滅を受け、「会所郷学所永続方」が議論され、同月に会所・河島書堂および郷中三役などのあり方について、「会所郷学所議定兼頼状并郡中取極書」⁽³⁹⁾が作成された。これによると、i 郡中三役および郷学所役員を「郡中惣代」として従来通り会所および郷学所の運営にあたる、ii 組合村々の廃寺跡地（年貢地および除地）を会所・郷学所持ちとしてその作徳分を營繕諸入用に充てる、iii その余りは窮民賑恤の備えとする、といふ二点が取り決められたことがわかる。しかし、前橋県や分界村々はこの提案に異を唱え、前橋藩・地域指導者層・分界村々の三者が、廃寺跡地の取り扱いを巡って対立することとなつた。

この問題は入間県移管後の明治五年四月頃まで引きずり、最終的にa 廃寺跡地を入札により払い下げて代金を前橋県に上納する、b 明治三年の作徳分は会所および河島書堂の運営経費に充てる、c 明治

四年の作徳分は廢寺所在村へ渡す、という二点が分界村々の間で取り決められることとなつた。

以上、河島書堂の諸経費負担からは、会所と河島書堂が「合併」とされた後も、郷学所役員らの私的機関と認識され、自立性も強いものであつたことがわかる。そのため、運営経費の捻出に苦労し、安定的な経費基盤を目指すとともに、地域における公的認識を得ようとした。また、郷学所役員による個人的・私的な運営経費の捻出という側面からは、個人的・私的な負担であつても河島書堂を運営・継続させなければならぬという郷学所役員の強い意志を見ることができる。

2 河島書堂入学者にみる河島書堂の性格

前項では、前橋藩による郷学所役員の任命と、郷学所役員による主旨的・自立的な創設準備、また河島書堂の運営経費を巡る問題から、河島書堂の性格について検討した。ここでは、河島書堂の入学者の構成から河島書堂の性格について見ることにする。

① 河島書堂入学者

まず、基本構想における入学者について見ることにする。次の史料は、前述の郷学所取締田中次平の基本構想に、郷学所掛鈴木孝太郎が意見を加えた「答書下案」の一部である。

〔史料4〕

一、郷学所出勤之義有志之ものは格別、貧富年齢ニ不拘候得共、

何才以上と歟、又は持高何石以上とか相定度如何

但、日勤歟又は隔日歟或は何日々とか極度如何

此儀有志之者は勿論、貧富年齢不拘候得とも、先拾三四才位より出席、村役人并持高拾四五石位よりハ勉て出席有之様いたし候ては如何と存候。且出勤方之義、五節句又は式日之外、一六休日ニいたし、其余出勤掛り之者は當番非番定置出席、尤非番ニても出席随意、且農繁之節は緩急之差別有之様仕度存候⁽⁴⁰⁾

史料4を見ると、構想段階から、一三、四歳以上の青年で、村役人層や持高一四、五石以上の家柄の者は必ず出席するものと決められたことがわかる。明治五年四月に入間県に提出された「郷学校取建之旨趣」にも同じ基準が規程されていることからも、河島書堂の入学者としてこの基準が一貫して意識されていたことがわかる。

次に、実際の入学者についてみることにする。明治三年五月に郷学所役員の要請で、前橋藩より二三名の入学予定者が分界村々に触れ出された。⁽⁴¹⁾ その内訳は、村役人本人は二名（名主二名）、村役人子弟は一六名（肝煎役二名、名主二名、頭取一名、組頭一名）、その他は四名（長百姓一名、百姓三名）である。明治四年正月には三〇名まで増加、⁽⁴²⁾ 入間県管轄となつた明治四年頃の史料では一一名にまで生徒が増加した。⁽⁴³⁾ 後には「百姓」も少なからず入学していたことがわかるが、基本的には村役人層子弟を対象としていることがわかる。

この河島書堂入学者については、郷学所役員による人選・勧誘が行われていたことがわかる。次の史料は、前橋藩から入学予定者の触れ

出しがあつた後の、明治三年六月の鈴木孝太郎の日誌の記事である。

〔史料5〕

A 六月二二日 石黒氏御出を頼、郷学所え出勤之仁内々人撰之義、小兒の辺・戸守辺・中山組探索、飯嶋氏・松崎氏と会所ニおゐて談判いたし貰度旨頬遣ス、人撰探索相付候上は書面ニいたし、御筋え差出し貰度と頼候

B 六月二五日 飯嶋君來訪、郷学所出勤上郷村々人撰之申談し候

C 六月二七日 猪与平次・白岩石山殿え平五郎・治郎吉学校所え出為学度旨相談致、両人承知
D 六月二八日 午刻後より吉原え至り金吉郷学所え出為学度旨申談候處、承知二成⁽⁴⁴⁾

出為学度旨相談致、両人承知

知ることができ、役割分担をしながら人選・勧誘が進められていたのである。

地域指導者層で固められた郷学所役員、村役人層子弟の入学を義務付けた規程と実際の入学予定者、郷学所役員による人選・勧誘という点からは、河島書堂が川島分界の地域指導者層による、地域指導者層のための教育機関であつたことが指摘できる。

最後に、基準設定に関わった鈴木孝太郎が居住した宮前村を事例に、入学対象者の基準と村落構造との関係について見てみたい。明治三年の家数は二八戸（名主一、本百姓二七）、人口は一七〇名（男九〇、女八〇）であった。⁽⁴⁵⁾ 明治二年頃の所持高について見ると、第2表のようになる。⁽⁴⁶⁾ 九石以上（一〇戸・約三六%）と三石以下（一二戸・約四三%）の割合が高く、一五石以上は四戸であった。この四戸は、名主役員である石黒玄四郎を中心、「上郷村々」方面の郷学所役員である飯島藤十郎・松崎又十郎（兩者とも頭取名主でもある）と相談しながら進められたことがわかる。また、下郷村々？（上郷村・吉原村）は鈴木孝太郎が担当していたことも

〔第2表〕 明治2年宮前村持高分布一覧

持高	戸	備考
20石以上	2	名主1、小前惣代1 (23石余)
15石以上	2	小前惣代2 (15石余、17石余)
9石以上	6	百姓代1、小前惣代1
8石以上	1	
7石以上	1	
6石以上	1	
5石以上	1	小前惣代1
4石以上	2	
3石以上	3	
2石以上	5	組頭1
1石以上	2	
1石未満	2	

[第3表] 田中次平塾門人一覧

	人数	各年齢																			不
		8	9	10	11	12	計	13	14	15	16	17	18	19	20	22	計	不			
三保谷宿	40	1	5	4	3	8	21	5	2	6	2	1	2	1			19				
牛ヶ谷戸村	16			2	5	2	9	2①	2		2	1					7				
山ヶ谷戸村	13	1	2		2	2	7	1			1		2	1			5	1			
畠中村	8			1		1	2	1	1	2	1			①			6				
鳥羽井新田	6		1	1		1	3		1		1			①			3				
西谷村	5					0					3	1		①			5				
白井沼村	4			1		1	2		1					①			2				
表村	3					1	1			1				1			2				
紫竹村	3		1		1		2						①				1				
下八ツ林村	3					1	1		1	1							2				
芝沼村	2					1	1		1								1				
上猪村	1		1				1										0				
釣無村	1						0						①				1				
下井草村	1						0						①				1				
大塚村	1						0			①							1				
正直村	1						0										1	1			
入間郡菅間村	2						0			1		1					2				
入間郡川越南町	1						0	1										1			
入間郡新河岸	1						0										1	1			
横見郡久保田新田	1						0		1									1			
足立郡薬師堂	1						0			1								1			
足立郡桶川宿	1						0					1						1			
足立郡新井村	1						1	1										0			
足立郡加納村	1						1	1										0			
八幡野村	1						0					1						1			
江戸	2						0			2								2			
扇や	1						0										0	1			
総計	121	2	10	9	11	20	52	8	10	14	11	5	4	3	1	1	67	2			

*21歳はいないので省略 計：小計、不：不明

*丸数字；河島書堂関係者（現在、各村1名ずつのみ確認）

*慶応3年12月「忠蔵臣名附手習子供名附」（武藏国比企郡大塚村小林家文書・575）より作成。

*郷学所関係者は鈴木（庸）家文書の御用留帳や河島書堂関係史料より。

*川島領内の村は全て前橋藩領である。

②手習塾からの移籍と併存関係

前項までにおいて、河島書堂 자체の分析を通じてその性格の一端を明らかにしてきた。ここでは、創設以前から川島領に存在していた手習塾等との関係を見るところで、河島書堂を川島領の地域民衆教育総門人の河島書堂への移籍や手習塾との併存関係に注目して検討する。

I 田中塾との関係 郷学所取締である田中次平が天保期頃から開設していた手習塾である。慶応二年（一八六六）の田中塾のものと思われる門人帳が残っている。⁽⁴⁷⁾ この門人帳をもとにした門人の出身村と年齢の分布は、第3表のようになつてている。総門人

木孝太郎（教授側）、頭取役鈴木久兵衛の梓で孝太郎の弟である鈴木安次郎、孝太郎の嫡子の鈴木達太郎の三名である。近世以来の地域指導者であつた宮前村名主役鈴木家の当主候補者が、河島書堂で学んでいたのである。これらの者は、河島書堂創設期に確認できる関係者であり、その後に宮前村から入学した者もいた可能性もある。しかし、創設段階では、宮前村からは鈴木家の子弟たちが入学すべき人物と認識されていたのである。

数は一二二名に及び、八歳から二三歳までと幼年者から成人までが通い、二保谷宿とその近隣を中心としたのも、川島領外や江戸の者までもが入門していることがわかる。この田中塾は、初步的な手習いから高度な漢学までを扱い、広い地域にその名が知られていたことがわかる。この田中塾の門人は、年齢や出身村から三つに区分することができる。i 三保谷宿周辺村々の一二歳以下の幼年者、ii 川島領村々の一三歳以上の青年、iii 川島領外の一三歳以上の青年、である。このうち、ii の各村最高齢層は村役人子弟であり、明治三年五月の河島書堂の入学予定者の多くと名前が一致する。つまり、田中塾で学んでいた村役人子弟が、河島書堂の創設に伴い、河島書堂に移籍したのである。この後も、i や ii の門人を対象に、田中塾が継続されたと推察される。

三事例から、河島書堂は、一般村民子弟に初步的手習いなどを教授する手習塾とは性格を異にするもので、一定程度の修学を終えた川島分界の村役人層子弟を対象としたことがわかる。そのためには“移籍”や“進学”が見られたのである。川島分界では、限定的だが手習塾の上位に河島書堂が位置づけられ、高度な漢学等が教授されていた（第四節で詳述）。つまり、在来の手習塾とは利害対立の関係ではなく、棲み分け・共存することで、一般民衆の自由な学びも保障したのである。

II 鈴木塾（宮前堂）との関係 郷学所掛である鈴木孝太郎が安政四年（一八五七）から開設していた手習塾で、「宮前堂」と称していたという。⁽⁴⁸⁾ 孝太郎は郷学所掛として河島書堂創設の準備に携わるようになつてからも、宮前堂での教授を継続し、河島書堂と宮前堂とを併存させていた。⁽⁴⁹⁾

また、白井沼村百姓遠山高治の嫡子遠山次郎は、義兄にあたる孝太郎の宮前堂で学んだ後に、一四、五歳で河島書堂に入学している。上八ツ林村医師松本周南の嫡子松本小吉は、父周南の開設する手習塾で学んだ後に、遠山次郎とともに河島書堂に入学している。⁽⁵⁰⁾

III 猪鼻塾との関係 代々角泉村名主役を勤める家で、後に名主役に

第三節 川島分界における河島書堂の意義

本節では、河島書堂の“周縁”を含めた川島分界における河島書堂のあり方と、河島書堂での漢学教授が果たした役割から、川島分界における河島書堂の意義について検討する。

1 川島分界の総合的拠点化

① 河島書堂と会所の合併

I二つの会所規則 郷学所掛であつた鈴木孝太郎の記録類が多く残つてゐる鈴木（庸）家文書群に、直接的には川島領と関係のない地域の「会所規則」がある。一つは年月日未詳「羽生町会所規則之写」^{〔53〕}、もう一つは明治三年二月「桶川宿会處潤身館規則写」^{〔54〕}である。

二つとも、「鈴木氏」と刷られた罫紙を使用していることなどからも、鈴木孝太郎が写し取つたものと考えられる。また、羽生町会所規則には、「前文是迄之處、桶川会所ニおるても用ひ候様相見候」と朱書きのある箇所があり、二つの規則が関連して、意図的に写し取られたものであることがわかる。

當時、桶川宿および羽生町は浦和県管下であつた。浦和県では、近世期の寄場組合を援用しつゝ、明治三年四月より「御用組合」を設置し、上意下達など支配事務の画一化と組合内の融和、凶荒予備法の設定とその公平な運営、勧農生産の途の決定、公事訴訟の事実関係の取調べと当事者への教諭などを担当させていた。⁽⁵⁵⁾ この二つの会所規則は桶川宿組合および羽生町組合の二つの御用組合のものであつた。⁽⁵⁶⁾

Ⅱ会所・郷学所合併の目的 桶川宿組合（桶）および羽生町組合（羽）の両規則の内容を検討し、会所と河島書堂とを合併させることの意義を探ることにしたい。

村役人の重要な職務として、「毎村之小前及子弟等へ人倫を教、勸善懲惡するハ皆其處役人之先務なれハ、自今以後農間は勿論朝夕氣を

付心を用ひ教示可致、雨降或は農隙ニハ会処重立役及読書師其村処ニ往て、老婆少女到迄倫理を説諭可致事」（羽・桶）がある。そのため村役人は、「四書素読も出来兼候と而、今更先学ニ付候義恥辱ニ思ひ、或ハ他之師範を招き是ニ拘泥シ我職業之先務を懈るへからず」（羽・桶）ことを心得え、「読書義理ノ研究可致」（羽）なければならぬ。また、「公用ノ如キハ専ラ自己ノ誠意ヲ尽シ、思慮ヲ焦シ、其理ヲ研究スルニ則事上ノ練磨シテ學問ノ肝要也、無左テハ日々數卷ノ書ヲ讀得ルト云トモ、勞シテ功ナク老年ニ至リテモ徵賤ニシテ人ノ汚下ニ届スル者也」（羽）とも記されている。川島分界の会所規則(57)にも「会處なる者ハ何の為にして建るや、道を明にせんとなり」、「古ヘも道を脩るには、学を以てすといへれハ、是又學問の明不明とによれり」と、地域指導者層としての資質には、學文修練が必要であると明記されている。また、ただ學文修練のみ行えば良いのではなく、公正な職務遂行とそれに対し思慮を巡らすことを學文修練と併せて行うことの必要性を説いている。御用会所規則は浦和県の指示・雛形に合わせた内容であるという限界もある。しかし、地域指導者層の資質養成には、実際の職務遂行と學文修練が重要であつたことは、地域指導者層自身も自覚していたと考えられる。そして、「会所」とは、村民一般を教育・教諭する場ではなく、村民一般を教諭する村役人層の資質を養成する場であることが示されている。

ではないが、会所の一課所として「武道掛」がある。詳細は不明であるが、農兵の存在が関係していたと推察される。川島領周辺でも、武芸を扱う塾が複数存在し、川島組村々でも地域指導者層を中心に学ばれていた。しかし、川島分界の会所規則や河島書堂の学規には、武芸について触れられていない。結城松平家では、慶応二年の武州一揆を契機として農兵の徵發が計画されたが、領内村々の反発によって実行されなかつた。⁽⁵⁸⁾

河島書堂の基本構想案では、「年始・歳暮・上巳・端午・七夕・重陽等幼童三至迄羽織着用出席事」や「四書終り候者羽折着用御免許相願度候」とあるように、他の手習塾と違い、河島書堂生徒に地域指導者層に準じるような格式を与え、近い将来の地域指導者層として自覚させようともしていたことがわかる。

III 合併に向けた話し合い 河島書堂を合併するまでの過程について、簡単にまとめておきたい。

河島書堂の基本構想案の段階で、郷学所取締・田中次平の「同処(河島書堂)会所と合併弁不弁如何」という問い合わせに、鈴木孝太郎は「此義弁不弁確定しかたく候得共、差当り合併ニテ試シ候事ニては如何候哉」と返答している。⁽⁵⁹⁾少なくとも田中と鈴木の間では、構想段階から会所と合併し、対象者は地域指導者層とその子弟という意識があつたことがわかる。これは、先に見たように、鈴木孝太郎による桶川宿および羽生町の両御用会所規則の調査を前提としたものであつたことは間違いないであろう。

鈴木孝太郎からの返答書が田中次平に提出されたのと同日、田中次平より「郷学所会所合併之義二役え申談取極度旨」が伝えられ、後日に郷中三役と話し合いが行われることとなつた。⁽⁶⁰⁾このことから、河島書堂と会所との合併が郷学所役員の間で構想され、その後に郷中三役と談判が行われたことがわかる。郷学所役員の多くは頭取名主などを兼務していたが、河島書堂関係と会所関係が明確に区別されていたのである。

六月には実際に、白井沼村の真福寺の普請が開始された。⁽⁶¹⁾この件に関しては、会所・郷学所が置かれた真福寺から、前橋藩民政裁判所に提出されるはずであつた願書の記述内容が興味深い。

〔史料6〕

(前略)

前書之通、今般真福寺仮二会所郷学所共合併御願済ニ相成候ニ付、右両所掛より住僧は勿論、同村役人一同申談之上、左之通取極候一、別紙龜絵図面色分ケ之場處は不及申、其外境内共都て差支之義無之事ニテ、當午ノ八月より来ル子十二月迄七ヶ年之間会所郷学所ニ相用候、尤年限相過候共、全く郡中村為ニ相成候ハヽ、尚年限相繼可申答
但、年限中畠替・障子張替其外不弁理之場手入等は会所郷学所払ニて修理可致、且損所等は勿論之事ニ候、尤本堂屋根通表締向は真福寺ニテ修覆致候筈

ヲ河東寮と号候事

一、門垣其外新規建繼造作向等、両所入費を以補理候場所多分有之候得共、仮令年限不満ニテ両所他え移シ候共、其併置居ニいたし候筈

一、両所諸道具類は別紙帳面之通、寮中え差置候ニ付、紛失無之様住僧上ニテ預り置、且薪水之世話も致吳候筈

但、炭薪等は両所入用丈ヶ時々掛之者より賄候筈、其外臨時入用之品同断之事

一、寮中朝夕為世話料月々会所@金壱分、郷学所より金壱分之積ヲ以中元歳晚兩度ニ住僧え心付遣候筈

一、年々三月十日、六月朔日、九月十八日、十九日は寺役有之ニ付、会所學場共休業致候筈

右之通取極候上は、年限中相互ニ違失為無之為取替置候処、如件

明治三庚午年八月

(真福寺・白井沼村役人三名連印)

右之通決定致し候所、其内御管内一般無住無檀之寺院廢寺被仰出候ニ付、此書面序え不差上候事⁽⁶²⁾

この願書は、末尾にもあるように、突如として真福寺が廢寺とされたことによつて提出されることはなかつたが、その内容は当時の様子を示しているものである。史料6によると、真福寺への会所・郷学所の設置は、新築されるまでの「仮ニ御用立」と認識され、契約期間は明治三年から九年までの七年間で、その後も「郡中村為」になるので

あれば延長も認めるというものであつた。また、真福寺自体を会所・河島書堂と合併させ、住僧が諸事世話にあたることも計画されていた。経費に関しては、基本的に「両所」から支出するとあり、住僧への世話料では「月々会所より金壱分、郷学所より金壱分」と区別して記されている。会所と河島書堂の「合併」とは、「本堂右之方座敷」と間其外建繼之分ヲ会所と唱、表通りヲ河東寮と号候事」とあるように、同じ建物内に併置するということに止まつていたということになる。また、郷学所役員のほとんどが郷中三役を兼務していたことや、河島書堂を地域指導者層の資質養成機関として創設したことなどからは、両所の密接な関係性をもつて「合併」したものと、地域指導者層の間では認識されていたと考えることもできる。

河島書堂は、創設準備当初より、地域指導者層の資質養成を目的とした教育機関として構想されていた。これは基本構想案やその後のあり方などから、河島書堂創設にあたつての根幹であつたことがわかる。その最善の方策として、河島書堂創設の直前に、隣接する浦和県に設置された御用組合会所に倣おうとしたのである。当時、川島分界は前橋藩の飛地領で、周辺を川越藩や浦和県、埼玉県などに囲まれていた。鈴木孝太郎らは、それら隣接する県における政治・行政情報を積極的に収集し、川島分界における地域運営に活用していたのである。地域指導者層の支配を超えた政治・行政情報の収集活動は近世期から行われており、明治初年の混沌とした地域にあつて、地域指導者層の情報収集能力が活かされたのである。⁽⁶³⁾

最後に、この会所と河島書堂の合併についての、前橋県の対応についてまとめておく。明治四年正月の開学式における前橋県松本大属の口達では、最後に「又会所河島書堂合併ニ取建しも、郡中取締專要之為なれハ、後々落合、相俱ニ協力して教諭向都て行届候様可致者也」（史料8参照）と簡単に触れている程度である。以前には、基本構想案における「月々三、八日朝五ツ時、村役人は不及申、小前重立候者え倫理を説諭可致候」という河島書堂の機能に対し、「暫時見合二いたし方可然」とストップをかけていたのである。⁶⁴前橋藩は、会所と河島書堂の合併、つまり河島書堂における地域指導者層の資質養成は想定していなかつたと考えられる。

②施薬院の併置計画

鈴木（庸）家文書群の中に、次のような史料が残されている。

〔史料7〕

郷学校・施薬院興立之弁意大意

夫心とした人倫之道を弁せすんはあるへからす故、制札第一ニ誌さる。然るニ土俗頑愚三して、争訟を好み却て之を面目と心得たるは教なきの弊也。且甚きは父子ノ際互ニ私慾惑ひ、遂に争を起し〔虫損〕を受て未だ全く心服するニ至らざるは教なきの弊也。尚鄙俗之甚きは制禁を破り、変を弄ひ己か財産を失ひ、遂に祖先之靈を辱かしめ祭奠を耗減して、依然として意とせざるも教なきの弊也。奕は素より人之憂を以て己か歎となすも之なれば、己か招け

史料7は、後欠のため、史料の作成者や年代について不明である。しかし、これと関連すると思われるものが、次の史料である。

〔史料8〕

前御支配より開学之節御口達

昨年中郷学所取建候ニ付大略達置候処、今般河島書堂を開く就ては弥郡中一和して、村々役人はしめ親兄上にて厚御主意を弁ひ、子弟を引立農間ニは勉て学ハしめ、第一白鹿洞書院掲示之教を慎ミ、古靈陳先生之語を主とし、此堂之規則を守り、本業を不忘やう精々可致候。又会所河島書堂合併ニ取建しも、郡中取締專要之為なきハ役々落合、よく相俱ニ協力して教諭向都て行届候様可致者也。

ル窮困に逼闘として心なきを覗て、竊盜をなし勉もすれば同党を促し、昏暮ニ豪民富商之家を叩き、其財を掠奪するに至るも教なきの弊也。前件犯刑之如き罰せられて恥る寸心なく悔悟之尺念なきも亦教なき之弊也。教なれば禽獸ニ近きの理ニして兎角懶惰之徒多少人間居して不善をなす。且小民不幸にして貧困偶々病ひあるも医薬を服する能はず、疾ひ病なるニ至て終ニ救へからざるニ及も之往々ありと聞、民ノ父母として豈傍観するニ堪んや。故ニ今速ニ学校ニ并せて施薬院を創建して教校之道を施行し、老幼壯若之男女して常ニ忠孝信義ノ美談を聞かしめは退て邪惡ノ行をなすニ忍ひざるは人（後欠）⁶⁵

常情なり、されば郷学校施薬院を興すは衆庶之天民をして、罪ニ陥らしめは無告、窮民を教育するの設けなきは管轄中社寺ノ衆市郷之徒請、此意ニ体認し、其分ニ隨て以志を立財貨林木を捧げ鴻業を扶持して天恩ニ報ひよと云。

市郷 判事
管轄社寺市郷之輩二(66)

史料8は、明治四年正月に前橋県役人列席のもとで行われた河島書閑学式における、松本大属の口達を写し取つたものである。史料8の後半部は、前半部と内容が異なる上に、途中から始まつてゐる。前半部と後半部では、改丁されており、間に抜け落ちてしまつた箇所があつたと考えられる。

そこで、史料8の前後半部の間に、史料7をあてはめてみると、内容のほか、筆跡や虫喰い跡も一致することがわかる。つまり、史料7と史料8とを合わせたものが、本来の姿であつたのである。この史料は、鈴木孝太郎が覚書としてメモしたものと考えられる。

ここでは、史料7の末尾に史料8の後半部を繋げた「郷学校・施薬院興立之弁意大意」に注目する。これと関連するものとして、次の史料がある。

[史料9]

御廻状写し

今般郷学校出来ニ付、来月三日より致開校候間、市郷名主・組頭

・町代等之役人共は勿論、婦女子といへとも罷出、講義可及聴聞候、且施薬院同日より開院ニ付、市郷村落鳏寡孤独之者、又ハ疾苦甚しといへとも貧困にして薬を服すにあたハざるものへは施薬可差遣候間、其所役人加印いたし左之雛形之通願書を以可願出候

(後略)(67)

史料9は、明治三年正月、川越藩の市郷裁判所（民政担当）より、

郷学校（川越町に設置され藩士子弟や町村有志者を対象とした本町郷学校）と施薬院が開院したことを管轄町村に触れたものである。別の史料では、近隣町村に「郷学校施薬院奥ノ手伝金」が賦課されていることからも、郷学校と施薬院とが一体的に運営されていたことがわかる。「郷学校・施薬院興立之弁意大意」と内容が一致する。つまり、

鈴木孝太郎が、隣接する川越藩の行政情報として収集したものと判断できるのである。情報収集の時期は、前橋県を「前御支配」としていることから、入間県（旧川越藩・県）に移管された明治五年二月頃であろうか。

では、なぜ鈴木孝太郎は、このような情報を収集したのであろうか。それを探る史料として、明治二年二月に、前橋県へ提出された次の請書がある。

[史料10]

差上申御請書之事

一、今般窮民共取統方之義ニ付、厚 御仁恤被 仰渡候旨一同難奉承伏候、依ては猶身柄之者共は幾重ニも尽力可仕候、且又窮民

共上二ては自然徒党ケ間敷企等仕候もの御座候ハ、如何様之曲事被仰付候共聊御非分ニは不奉存候、依之御請書奉差上候処如件

明治三庚午年二月 宮前村

(小前物代五名、名主・組頭・百姓代連印省略)

永井百五様

右之請書二月八日庶務方永井百五様當村え御出張之節差上候事⁽⁶⁸⁾

史料10は、宮前村において、名主鈴木久兵衛ら村役人三名と小前惣代五名との間で作成された請書である。前橋藩の指示があつたものと思われるが、窮民救恤のために「身柄之者」が尽力することと、小前側は徒党を企てないことが取り決められている。

このような内容の取り決めは、前橋県に限つたことではなく、全国的に見られるものであろう。しかし、宮前村をはじめ、川島周辺地域の人々、特に村役人層や高持ちの者たちにとつては特別なことであつた。「窮民—徒党」と直結する事件として、慶應二年（一八六六）の武州一揆を経験した地域であつたからである。郷学所役員や郷中三役に就任した者たちは、武州一揆の際にも村役人を務めたり、その家柄であつた者がほとんどである。第一節で見たように、川島領の中では、鈴木久兵衛をはじめ、多くの者が一揆勢によつて打ち殺しの被害にあつた。この地域の村役人層にとって、窮民救恤は地域秩序維持の前提と認識されていたのである。つまり、窮民救恤による徒党の抑制は、地域指導者層としての“資質”であつたのである。

前節で触れた明治四年八月からの廃寺跡地付与計画でも、「右費用之余財は窮民救助之為ニ儲蓄致し置、水旱螟蟲之憂を免れ候ハ、大之百姓自ラ職業を安し志學之者も次第ニ相殖」⁽⁶⁹⁾とあり、窮民救恤が強く意識されていたことがわかる。また、地域秩序の維持や地域の発展には、窮民救恤を基礎とした就業と修学が必要であつたと考えられている。一般民衆の修学は、近世以来の手習塾が想定されており、河島書堂とは明確に区別されていたのである。

以上のことから、鈴木孝太郎ら郷学所役員は、武州一揆という過去の経験から、窮民救恤を地域運営における重要な問題として認識していた。その解決手段として、川越藩の事例に倣つて、会所と合併していた河島書堂と併置させることを企図したと考えられる。

明治政府は「万民御救恤」を旨とする方針をうたつてゐた。これは、政府の仁政を広くアピールすることが目的であつたが、実際の政策は各府県に頼らざるを得ず、各府県では様々な窮民対策がとられることとなつた。川島分界の近隣藩県の事例を見ると、小菅県の報恩社仕法、浦和県の会所積立金制度、川越藩の施薬院設置などがあつた。鈴木孝太郎ら郷学所役員は、これら近隣県の中から、自分たちの意図と合致するものとして、川越藩の窮民対策を選択したのである。

実際に、施薬院が河島書堂と併置されたかは確認できないが、鈴木孝太郎が河島書堂開学式における口達と一緒に、川越藩の「郷学校・施薬院興立之弁意大意」を写し取つてゐることの意味は大きい。河島書堂での併置を強く意識していたことの表れであつたと考えられる。

郷学所役員ら地域指導者層は、自らの経験から地域課題を明確に認識し、近隣藩県から政治・行政情報を積極的に収集しながら、川島分界にとつての最も独自の形態を作り上げたのである。

そして、この合併・併置からは、河島書堂が教育機関として単独で存在していたのではなく、会所や窮民対策（施薬院）と不可分の存在であり、三者が一体となつて成立するものであつたことがわかる。少なくとも、地域指導者層である郷学所役員は当初より、地域運営の場である会所、学文修練の場である河島書堂、窮民救恤の場（施薬院）を一体のものとして認識していた。

また、この三機能を成立させることで、地域住民との地域秩序の維持という合意が形成されていた評価することもできるであろう。

2 河島書堂の教授内容とその意義

① 河島書堂の学則による教授内容

河島書堂の教授内容について、学則などから検討することとする。

河島書堂では、漢学・国学・洋学の三科を教授する予定であつた。しかし、実際には「国学・洋学は方今之急務なる故、是非とも相開度心得」⁽⁷⁰⁾であったが、教授する人物の不在を理由に、漢学のみの教授となつていた。入間県移管直後の河島書堂人員調査と思われるものを見るに、漢学と国学を教授しており、「教導人員」として八名（漢学八名、うち一名が国学兼任）とある。⁽⁷¹⁾このことから、漢学中心ではあるが、少なからず国学も教授されていたことがわかる。

第三節でも見たように、川島領の手習塾から河島書堂への移籍・進学という実態と併せて検討すると、村役人に必要な四書素読を超えて、

具体的な内容について、河島書堂の学則である「河東寮学規」⁽⁷²⁾を見ると、「郷童讀書順」として次のように記されている。

三字経／千字文／大統歌／孝経／大学／論語／中庸／孟子／小學／易春秋／詩經／書經／礼記／春秋／左氏伝／國語／文章軌範／八大家文集／其外ハ望ニ可任事

明治五年四月に入間県に提出された「郷学校取建之旨趣」には、これらの書物について「經書句讀佐藤氏（筆者註——佐藤一斎）ノ定本ヲ用フ」とある。経書による漢学教授は、儒教的道徳素養を身に付けさせるほかに、漢文を読むことを可能とする役割を担つたのである。また、「詩文章好ム者ハ作ヘシ、好マサル者及ヒ能ハサル者ハ意ヲ絶テ作サルモ亦可也」と、近世後期以降に地域指導者層を主体とした地域文化の一つである漢詩文の作成についても触れている。個人の任意ではあるが、単に素読だけでなく、作文能力も身に付けさせ、漢学を使ひこなせることも念頭におかれていた。新しい知識を身につけたり、幕府や藩との関係には漢学能力は必要であつた。漢学素養は、地域指導者層の資質として絶対条件であつたといえる。

明治三年八月期日稽古始め以降の鈴木孝太郎の日誌を見ると、公務での出張や病気による欠勤が数日ある以外は、毎日のように河島書堂に出勤している。生徒全員が毎日出席していたとは考えにくいが、教授が整然と行われていたことがわかる。

[第4表①] 鈴木孝太郎書物購入一覧

和暦	月日	書物名	備考
慶応3	初冬.11	東漸先生古風廿四章石摺1枚	下村先生より
	11.7	日本外史1部	格久店より届く／代金2両を下村先生へ渡す
明治1	正.13	一慮四書正文5冊、四十七士伝古本2冊、靖献遺言古本3冊	横山町3丁目和泉屋金右衛門／代金2両を下村先生へ渡す
	正.27	官板八大家16冊	和泉屋金右衛門／代金1両2分1朱／下村先生へ渡す
2.		一慮然四書正文5冊、同一冊表紙折5冊、忠臣往来1冊、音註五経	注文／和泉屋金右衛門／四書表紙折1部のみ／その他は穿鑿中
	8.24	四書白文、磨光韻鏡、早引大全、鎮台日誌、鎮将日誌	代金1両1分1朱直払
9.25		改点五経11冊、増評八大家16冊、人物志1冊	大伝馬町3丁目袋屋にて購入／代金2両1分直払
	10.20	八大家実考2冊、改体1冊、小学纂注古本4冊	和泉屋金右衛門／代金23匁5分
12.16		聯珠詩格横本、文家必用古本、東京日誌5冊、慶応十家2冊、時文摘要権1冊	和泉屋／代金32匁5分直払
	正.12	増註詩格古上本10冊、有司集鑑1冊、名家絶句2冊、頼一日百詩1冊	和泉屋／代金1両3匁
明治2	2.9	四書国字弁10冊	和泉屋金右衛門／代金3分／明治6年6月26日金右衛門代定吉え払渡ス
	正.16	啓蒙手習の文1部2冊、地学事始1部3冊、英吉利單語篇1部1冊、官筆表1折	南街岸田屋
明治5	2.4	四書正文1部、菱湖桃源行石摺1冊、同國尽石摺1冊、英吉利單語篇源書1部	南街岸田屋／代金2分2朱と14匁
	3.16	地所永壳買規則、改置府県概表、戸籍法則心得、同表則2枚、太政官日誌(14・16・17号)	南街岸田屋／代金1両／太政官日誌3冊は「此分四月三日返し」
4.2		太政官日誌(1~22号)、英文典1冊	南街岸田屋
	6.6	太政官日誌(24~42号)、新聞雑誌(34号)、官筆表1折	南街岸田屋／太政官日誌は34・36・38号不足
6.27		郵便規則1冊、同差立方規則1冊、太政官日誌(38・44~46号)	南街岸田屋／代金1両
	7.3	太政官日誌(61~63・68~70・74~77・82・86~116号)	南街岸田屋
8.8		太政官日誌(49・50号)	南街岸田屋
	9.22	鬼神新論1冊	南街岸田屋／代金1分2朱
10.5		太政官日誌84枚、雑誌(56・61号)、学制1冊	南街岸田屋／代金1両
	10.15	暦1冊、太政官日誌30枚	高崎表修行中鈴木達太郎(孝太郎梓)方へ送る
明治6	3.6	国語1部6冊、詩語玉屑1部2冊、日本樂府1冊	

*慶応3年10月「控而不同(学業日記)」(鈴木(庸)家文書・5253、埼玉県立文書館収蔵)より作成。

[第4表②] 明治6年田中氏より書籍買入記

氏名	書籍	備考
田中芳太郎	西洋事情6冊、智環啓蒙	代金161匁
飯野長次郎	西洋新書4冊	代金63匁
鈴木治郎老	博物新篇訳解5冊	代金48匁5分
鈴木繁太郎、原田長平	窮理問答4冊	代金50匁
三沢豊吉	勸善訓蒙3冊、筆算うひ学び1冊、西洋夜話1冊	代金42匁
野沢堂吉	十二月帖2冊、智恵の縹口1冊、世界商売往来1冊	代金41匁8分
野沢又五郎	道理図解3冊	代金28匁
飯野惣作	国郡訓義1冊、農業往来1冊、地方往来1冊	代金3朱と4匁
三沢金五郎	窮理図解	代金15匁
町田藤吉	物理訓蒙1冊、不二の麓1冊、西洋衣食住	代金19匁1分
田中平五郎	史略4冊	代金32匁
鈴木権平	天変地異1冊	代金6匁8分
鈴木庸徳(達太郎)	西国立志篇11冊、智環啓蒙1冊、会話1冊、同釈1冊	代金3朱と190匁
鈴木庸行(孝太郎)カ	太陽暦6冊	代金12匁と20銭

*慶応3年10月「控而不同(学業日記)」(鈴木(庸)家文書・5253、埼玉県立文書館収蔵)より作成。

河島書堂は川島領における最高レベルの漢学教授を行っていたことが指摘できる。教授にあたっては郷学所役員の多くは手習塾で師匠を勤めていただけでなく、江戸や川越へ遊學し、帰郷後も学文に精進していた者たちであった。近世後期以降の手習塾の増加と多様化、江戸・川越遊学経験者や旧武士身分の土着による漢学教授まで行う手習塾の開設という、川島領の民衆教育の量・質の充実を背景に、江戸や川越の「私塾」に匹敵する教授内容を備えた河島書堂が創設されたと考えられる。⁽⁷³⁾また、川島領においていち早く洋学・国学の教授を計画していた。つまり、近世後期以降の川島領における民衆教育の到達点として河島書堂を評価することができる。

②郷学所助教・鈴木孝太郎の読書

次に、郷学所掛として河島書堂の創設に尽力し、郷学所助教として教授にあたった鈴木孝太郎の学歴と読書について検討することで、河島書堂の教育レベルやその意義について見ることとする。

鈴木孝太郎の学歴については、史料的制限から、断片的にしか判明しない。現在確認できる履歴をまとめるに、以下のようになる。

孝太郎（天保九年生）は、九歳で隣村表村の養竹院住職太田乾道に学び、一三歳からは新堀村名主石黒綱三郷学所掛石黒玄四郎の父親）に学んだ。⁽⁷⁴⁾石黒綱三は幕府昌平校にも遊學した経験を持つ人物で、川島において高度な漢学も教授していた。⁽⁷⁵⁾また、筆道を杉辺八七郎なる人物に学び、奥義が伝授されたという。⁽⁷⁶⁾そして、病氣がちであつたた

めに農業に従事できず、安政四（一八五七）頃から「宮前堂」と称する手習塾を開設し、近隣村の子弟に教授していた。

また、孝太郎の幕末から明治初年にかけての日誌からは、この地域を訪れていた学者に師事していたことがわかる。慶應三年（一八六七）一〇月から翌年正月には、鴻巣宿横田家に寄留していた「下村先生」に度々講義を受けている。⁽⁷⁷⁾「日本外史素読、孟子講」や「逗留中少八大家素読、保辰素読、孟子講」とあり、漢学を学んでいたことがわかる。明治三年（一八七〇）五月から八月には佐藤龜之助、同年七月には「渡辺先生」に漢学を学んでいる。⁽⁷⁸⁾下村や渡辺は、「三保谷田中氏ニ至り、渡辺先生より楽府句讀を受」など、郷学所取締田中次平とともに学んでいる。佐藤は「新堀石黒氏、佐藤龜之助様御同道來訪、佐藤様泊り、種々なる論弁有之」と、郷学所助教石黒玄四郎とともに学んでいる。

このように、手習塾などで漢学までを一通り学んだ後も、近隣の地域指導者層とともに、学者・文人を招いて漢学などを学んでいたことがわかる。これらのことから、郷学所助教らの学文のレベルはかなり高かつたことがわかる。そして、これら郷学所助教によつて、河島書堂においても高度な漢学教授が行われていたのである。

次に、鈴木孝太郎が、明治初年に購入した書物の一端について見ることにする（第4表①参照）。

慶應三年から明治二年までの購入書物を見ると、四書五經や八大家などの経書を多く購入していることがわかる。これらは、河島書堂の

素読科目と一致するものであり、地域指導者層の資質としての儒教的道徳素養を身に付けるために読んでいたと考えられる。

注目されるのは、明治五年の購入書物である。太政官日誌や新聞雑誌などの政治情報のほか、地所永売買規則や戸籍法則心得、郵便規則や学制など、行政・制度に関わる多くの書物をいち早く購入していることがわかる。これらは、政府によって導入された近代的制度・政策を著したものであり、そのほとんどが漢文體で記されている。

孝太郎は、学制が頒布された二ヶ月後の明治五年一〇月五日、学制一冊を購入している。この一ヶ月後には、近代学校政策普及のため、

入間県から「学校庶務掛」に任命され、川島領における学校の設立が急展開することとなつた。この時、孝太郎ら学校庶務掛は、「学校」（河島書堂とその支校）—「私塾」（手習塾）という、従来の川島領における民衆教育のあり方を援用した独自の「郷学所体制」を作り上げた。これは、学制にある「小学私塾」の規程や尋常小学の学齢区分などを、従来の川島領の民衆教育のあり方や地域指導者層の意図に基づいて読み替えたものであつた。孝太郎ら学校庶務掛は、学制を読むことで政府や県の政策を理解し、川島地域における地域運営に活用したものである。このように、政府や県の政策をいち早く理解し、独自の解釈を加えながら、地域にとつて最善の方策を見つけ出すことも地域指導者層の資質であった。⁽³⁰⁾

明治六年に川島領の者たちが「田中氏」を介して購入した、もしくは田中氏の蔵書を購入したと思われる一覧をまとめたものが第4表②

である。これを見ると、西洋事情や西洋新書、西国立志篇など、西洋の politicsや制度に関する書物が多いことがわかる。これら西洋の政治・制度や文化に関するものも漢文體で記されている。

このように、政府の進める近代的制度・政策や西洋文化について、漢文體で記された書物を読んで理解できる人物が、川島領に多数存在していたのである（主は地域指導者層と考えられる）。明治初期の政治・経済を理解するためには漢学素養が必要であり、漢学的な知は明治維新後少なくとも三〇年ほどの間は、社会的上昇を謀る上でも有用性をもつていたことが指摘されている。⁽³¹⁾

このような難解な漢文體の書物を読んで理解するには、行政的知識のほか、高度な漢学素養が必要であつた。近代における川島領の地域指導者層の漢学素養は、川島領における民衆教育の量・質の充実と、それを基盤に創設された河島書堂における漢学教授の成果であつたといえるであろう。河島書堂は、近代の地域を担う人物を養成したのであり、近代の地域発展の基礎を築いたと評価できる。

まとめ

政府や県による学校設立が進められた明治初年、その流れの中で郷学校設立が位置づけられることが多い。しかし、地域の特性、固有の規定性を踏まえることで、「郷学」の再評価が可能となる。本稿では、前橋藩領川島分界に創設された河島書堂を事例に、地域の視点—川島領の歴史的・社会的・支配的規定性と地域指導者層の意識—から、地

域社会における「郷学」の意義について検討した。以下、本稿で明らかにしたことまとめておく。

①地域の総合拠点 川島分界の地域指導者層、特に郷学所役員でもあつた鈴木孝太郎や田中次平らは、会所（地域運営）と河島書堂（学文修練）の「合併」、会所・河島書堂と窮民救恤（施薬院）の「併置」を企図した。川島分界の社会的規定性として、ペリー来航とともに伴う諸問題や武州一揆という地域秩序の動搖があり、地域指導者層は地域秩序の維持が最大の課題であると認識した。これらの点から、三機能の一体化こそが、川島分界の地域課題を解決する手段と考えられたのである。この一体化構想は、隣接県の政治・行政情報の収集・選択に基づき、川島分界にとっての最良な独自の形態として作り上げられたのである。これは、慶応二年以降、前橋藩の飛地領となつたため、周囲を他藩県に囲まれたことも大きな要因となつていたと考えられる。三機能は会所に吸収合併されたのではなく、独立性をもち会所と対等な形での有機的な関係にあつたことがわかる。「川島分界」は対領主関係のもとで設定された枠組みである。しかし、河島書堂の役割や三機能の一体化からは、支配関係とは別に、地域社会における自主的・自立的な課題解決のあり方を見ることができる。

また、地域の視点からは、教育機能のみを抽出するのではなく、総手習塾の増加と多様化とともに、土着した旧武士身分や江戸・川越遊

学を経験した地域指導者層によってて漢学教授も行われた。このような中で、江戸や川越の「私塾」にも匹敵する河島書堂が創設された。河島書堂は、主に川島分界の地域指導者層を対象としたという限界もあるが、一定程度の修学を終えた村役人層子弟を対象とし、川島領内の漢学までを扱う手習塾の上位に位置づけられた。また、国学や洋学の教授も計画されていた。そして、河島書堂の創設によって、基本的に地域指導者層までも含めて遊學する必要性がなくなつた。つまり、川島領内で民衆教育が完結可能となつたことを意味し、その創設をもつて川島領の地域民衆教育の到達点と評価することができる。一方、河島書堂や一部の手習塾における高度な漢学教授は、近代の地域発展に必要な政治経済・産業や文化に関する情報を入手し、理解するためには必要な漢学素養を、地域指導者層や地域住民に身に付けさせたのである。この点からは、近代の地域展開の基盤を形成したものと評価できる。近代移行期における地域指導者層にとって、漢学素養は絶対条件といえるものであつた。その能力を地域指導者層の資質という側面から身に付けさせる役割を担つたのが河島書堂であつたのである。

③地域指導者層の資質養成 村役人層の資質養成は一般的には家庭内や実務経験で担われていたが、近世後期以降の民衆教育の隆盛と多様化により、田中塾など手習塾でも個別・私的に担われるようになつた。しかし、組合村など広域的地域結合が重要性を増し、地域運営が複雑化・多様化すると、個別・私的な養成では地域的課題に充分に対処できなくなつた。そこで、地域運営マニュアルなど編纂物の作成・

共有⁽⁸⁾や、組織的な資質養成が必要となつたのである。地域指導者層を対象とし、会所と「合併」させることで、実務と一体的な能力の養成を計ろうとしたのである。また、民衆教育や地域文化の量・質の充実により、地域指導者層に求められる学文レベルも高まつた。河島書堂創設は、このような動向の帰結であつた。つまり、地域指導者層としての心構えから漢学素養・実務能力、①でまとめた地域課題解決を担う全般的機能まで、広い意味での『資質』を養成したのである。本稿における検討から、明治初年における地域指導者層の意識は、国家政策を推進する治者意識ではなく、地域課題の解決に邁進する地域リーダーとしての意識が強かつたことがわかる。

本稿では、地域指導者層の資質について、地域秩序の維持という側面を中心にはじめ、そのみならず、行く末の地域発展を担える人物の養成も、地域指導者層の資質として養成されたのである。また、少なからず一般分界住民も入学しており、一般民衆をも含めた広い階層から、次世代の地域リーダーを養成しようとしたものと評価できる。この中には、純粹に漢学を学び、地域を越えた場での地位上昇を目指した者も存在しある。

④前橋藩や地域社会との認識の差異

河島書堂自体の創設は前橋藩

の指示を契機としており、その点では前橋藩の影響は大きかつたといえる。また、地域指導者層の養成を主目的としたため、支配権力との関係を前提としたものという限界もある。一方で、学規や創設趣旨などには政府の近代学校教育政策や前橋藩学の影響が見られるが、政府

や県の政策を取り込むことで、分界村々に河島書堂を公的機関として認識させることを狙つたものと考えられる。つまり、地域指導者層による積極的な支配権力の利用と評価できる。また、前橋藩の制度などにこだわらず、隣接他藩県の制度を積極的に取り入れて独自の形態を作り上げたことからは、地域課題の解決を目的とした地域主体のものであつたといえる。河島書堂創設がスマートであった理由として、分界村々（役人レベル）との認識の差異が考えられる。分界村々は、地域指導者層の私的機関として認識するとともに、窮民救恤など地域課題を解決する手段と認識し、利害対立関係にはないと判断していた。これが、廃寺跡地処理や均質的な近代小学校設立という直接的に利害関係が問題となると、地域指導者層に抵抗する村々が続出したのである。⁽⁸⁾

本稿では、河島書堂の限界性を踏まえながらも、地域における意義や地域指導者層の意識・活動を評価した。河島書堂の意義を踏まえた近代以降の川島地域の展開や、地域住民をも含めた関係性については、今後の課題としたい。

(1) 郷学とは、近世から近代初期にかけての教育機関の一つで、藩校とも寺子屋とも異なる教育機能を示すものである。三形態があり、藩自らが、僻地に居住する藩士を対象に、藩主の支族や家老などの知行地に設置したもの（第一種郷学）や、幕府代官・藩主・旗本などが、一般民衆を対

- 象に、直接または間接的に設置したもの（第一種郷学）、一般民衆の有志やその集まりが、民衆を対象に設置し、支配権力の影響をほとんど受けていないもの（第三種郷学）がある。津田秀夫「郷学」（『日本史大事典』第三卷、平凡社、一九九三年）。
- (2) 木村政伸「近世地域教育史の研究」（思文閣出版、二〇〇六年）。
- (3) 津田秀夫「近世民衆教育運動の展開」（御茶の水書房、一九七八年）。
- (4) この点に関する研究史整理は、梅村佳代「日本近世民衆教育史研究」（梓出版社、一九九一年）（梓出版社、一九九六年）に詳しい。
- (5) 久木幸男・山田太平「郷学福山啓蒙所の一考察」（横浜国大教育紀要）二九号、一九八九年など。このようなかで、川村肇は民衆の漢字教育要求という視角から郷学を検討しており、注目される。
- (6) 井沢政純①「諸藩県における郷校の動向」（幕末維新学校研究会編『幕末維新期における「学校」の組織化』多賀出版、一九九六年）など。
- (7) 石島康男のほか、倉沢剛②「小学校の歴史」3（ジャパン・ライブラリー・ビューロー、一九八九年）、井沢政純①「諸藩県における郷校の動向」（前掲註5参照）、同②「旧神奈川県郷学校と寄場組合村との関連について」（國士館大学文学部「人文学会紀要」第二九号、一九九六年一月）などがある。
- (8) 森安彦「草奔の志士と郷学運動——斎藤寛齋と太子堂村郷学所」（津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂、一九八九年）、鶴巻孝雄「教育、文明・国家、そして民權——明治前期中間層の秩序観——」（人民の歴史学）一三七、一九九八年九月）などがある。また、郷学に限らず、高橋敏の一連の研究は代表的評価である。
- (9) 久留島浩の一連の研究を契機として、全国各地に渡つて多くの研究が蓄積されている。久留島浩①「近世幕領の行政と組合村」（東京大学出版会、二〇〇二年）、同②「移行期の民衆運動」（『日本史講座』第七卷、東京大学出版会、二〇〇五年）参考。
- (10) 近年の代表的成果として、若尾政希「太平記読みの時代」（平凡社選書、一九九九年）、横田冬彦「近世の学芸」（『日本史講座』第六卷、東京大学出版会、二〇〇五年）、平川新・谷山正道編「近世史フォーラム3 地域社会とリーダーたち」（吉川弘文館、二〇〇六年）などがある。
- (11) 従来は、見習いや文書管理からの指摘がされていた（久留島浩③「百姓と村の変質」（岩波講座『日本通史』第一五卷近世五、一九九五年ほか）。また、訴願能力と教育との関係を扱ったものとして、八鍬友広『近世民衆の教育と政治参加』（校倉書房、二〇〇一年）がある。
- (12) 倉沢剛は、漢学中心の教育には無駄が多く、徒に子弟を苦しめてその労力を空費させるものという当時の評価を引用している。また、鶴巻孝雄は、地域住民の文明化を近代小学校に見るのに対し、郷学校は上層農民を主体としたエリート教育的な私塾教育で、地域課題解決の手段に止まるとして評価している。
- (13) 広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座8 近代の成立』東京大学出版会、二〇〇五年）幕末維新期漢学塾研究会編『幕末維新期漢学塾の研究』（溪水社、二〇〇三年）などがある。川村肇は、漢学はあるる学問の入口であり、明治以降に指導的立場で活躍した人々の教養の基礎で、人間形成に重要な役割を果たしたことなどを指摘している（前掲註5参照）。
- (14) 押穂①「近世後期江戸近郊の地域文化と民衆教育（仮）」（『関東近世史

研究』第六五号、二〇〇八年一〇月刊行予定)。本稿は、第四〇回関東近世研究会大会報告(二〇〇七年一月四日)を成文化したものである。

所蔵文書)、『川島町の文化9 郷土資料集』(川島町教育委員会、一九九一年)所収。

(15)『新編埼玉県史』通史編5近代1(埼玉県、一九八八年)、『埼玉県行政史』第一巻(埼玉県、一九八九年)など。

(16)慶応4年7月「御慕歎願下案」(鈴木(庸)家文書・一五九、埼玉県立文書館収藏)。

(17)現埼玉県域の前橋藩領は地域的なまとまりごとに、松山・兼形組、川島組、沼黒組、高麗組、宗岡組、騎西組、多磨組と設定されていた。

(18)明治三年四月「前橋藩松山附郷御改正三役員録」(原史編さん資料CH本・大里郡沼黒村大河原家文書・二二九一三八、埼玉県立文書館収藏)、

明治三年四月「御改正御規則御請書」(鈴木(庸)家文書・一二三四)より作成。ちなみに、明治三年三月までは、前橋—松山陣屋—各組(組・頭取名主—小組合・小組合惣代—村・名主)という支配構造が採られていた。

(19)松沢祐作「大区小区制」の形成過程(『歴史学研究』七七二、二〇〇三年二月)。

(20)『埼玉県教育史』第三巻(埼玉県教育委員会、一九七〇年)、『川島町教育史』(川島町教育委員会、一九七八年)。

(21)明和二年正月「差上申証文之事」(林家文書・六六一九、埼玉県立文書館収藏)。

(22)太田富康①「ペリー来航期における農民の異国船情報収集」(埼玉県立文書館『文書館紀要』第五号、一九九一年三月)、同②「幕末期における武藏国農民の政治社会情報伝達」(『歴史学研究』六二五、一九九一年年)。

(23)弘化二年四月「弘化三年四月吉日萬歳帳 鍋屋忠右衛門」(大沢喜平氏)

(24)慶応二年六月「御用留」(鈴木(庸)家文書・一〇)。

(25)慶応二年七月「打毀一件ニ付村方手当向割合帳」(鈴木(庸)家文書・三七六九)。

(26)明治三年四月「肆業日新録」(鈴木(庸)家文書・三二一九)。

(27)『川島町教育史』(前掲註20参照)。

(28)慶応四年正月「御用控」(鈴木(庸)家文書・一一)。

(29)明治四年正月「明治辛未勉強録 壱」(鈴木(庸)家文書・三二二七)、明治四年七月「明治辛未会所日誌 壱」(鈴木(庸)家文書・三二二八一)。

(30)飯島和雄氏所蔵文書、『川島町教育史』(前掲註20参照)より引用。

(31)明治三年八月「河東寮学規」(鈴木(庸)家文書・一〇九〇)。

(32)明治三年四月「肆業日新録」(鈴木(庸)家文書・三二一九)、明治四年正月「学場大概録」(鈴木(庸)家文書・三二二一)。

(33)拙稿④「近代小学校の成立過程と地域社会—地域指導者層による郷学所体制維持運動とその終焉—」(埼玉県立文書館『文書館紀要』第二〇号、一〇〇七年三月)。

(34)明治三年五月「答書下案」(鈴木(庸)家文書・五〇)。

(35)鈴木(庸)家文書・三二一九(前掲註32参照)。

(36)明治五年四月「郷学取建之旨趣」(鈴木(庸)家文書・一〇四一)。

(37)明治四年一月「公所郷学所議定兼類状并郡中取極書」(鈴木(庸)家文書・一〇八八)。

(38)鈴木(庸)家文書・三二二八一一(前掲註29参照)。

文書館紀要第二十一号（二〇〇八・三）

(39) 鈴木（庸）家文書・二〇八八（前掲註37参照）。

(40) 鈴木（庸）家文書・五〇（前掲註34参照）。

(41) 鈴木（庸）家文書・三三二二（前掲註32参照）。

(42) 『川島町教育史』（前掲註20参照）。

(43) 鈴木（庸）家文書・二〇九〇（前掲註31参照）。

(44) A～Dの史料は、鈴木（庸）家文書・三二一九（前掲註32参照）。

(45) 明治三年九月「武州比企郡宮前村諸色明細帳控」（鈴木（庸）家文書・六二六二）。

(46) 明治二年一月「宮前村小前持高覧帳」（鈴木（庸）家文書・四一八〇）。

(47) 慶応三年二月「手習子供名附」（川島町大塚小林（清）家文書・五七五）。大塚村名主家である小林家の手習塾の門弟帳とも考えられるが、以下の点で疑問がある。a帳面作成者II塾師匠と考えると師匠である小林浪次が門人名にあるのは不自然である、b門人数は三保谷宿が四〇名と圧倒的多数で大塚村は浪次一名のみである、c江戸や足立郡、入間郡から「内弟子」として六名が入門しており、近隣地域だけでなく江戸まで知られている高名な師匠である。以上のことから、前半部の門人帳は三保谷宿田中次平塾のもの、末尾の「手習條目」は大塚村名主小林才治塾のものと判断できる。小林浪次は田中塾において高弟的存在であった可能性が高く、浪次が写したか自ら作成したと考えられる。

(48) 『川島町教育史』（前掲註20参照）。

(49) 宮前堂の門人帳からは、明治五年まで入門者が確認できる（『川島町教育史』前掲註22参照）。

(50) 『川島町教育史』（前掲註20参照）。

(51) 慶応四年二月「手習子共名面覧帳」（猪鼻家文書・一二六九、埼玉県立

文書館収藏）。

(52) 鈴木（庸）家文書・一二（前掲註28参照）。

(53) 年月日未詳「羽生町会所規則之写」（鈴木（庸）家文書・一二一五）。

(54) 明治三年二月「桶川宿会処潤身館規則写」（鈴木（庸）家文書・一二三〇）。

(55) 『新編埼玉県史』通史編5近代1（前掲註15参照）。

(56) 羽生町には、明治初年に郷学校が創設されていた（『埼玉県教育史』第三卷）。また、桶川宿組合では、明治三年二月に「学校会所取立」の仕法について「相談取極」がなされており、会所と学校とが独立しつつ、関係性をもって存在していたことがわかる（大熊（正）家文書・三九五四、埼玉県立文書館収藏）。これらのことから、両組合が参考とされたと考えられる。

(57) (明治二年)「当管轄会処綱領草稿」（鈴木（庸）家文書・一二一六）。

(58) 『川島町史』資料編近世1（川島町、一二〇〇五年）。

(59) 鈴木（庸）家文書・五〇（前掲註34参照）。

(60) 鈴木（庸）家文書・三二一九（前掲註32参照）。

(61) 明治三年六月「郷学所取建入費覧」（鈴木（庸）家文書・五二六六）。

(62) 鈴木（庸）家文書・三三二二（前掲註32参照）。

(63) 近世後期における地域指導者層の支配を超えた政治・行政情報の収集活動については、川島地域の事例ではないが、拙稿②「農村における編纂物の社会的機能」（『一橋論叢』一三四卷四号、一二〇〇五年一〇月）、拙稿③「村落・地域社会の知的的力量と『村の編纂物』——村役人層の主体形成と村方文書共有ネットワーク」（大石学編『近世國家・社会と公文書

（仮）岩田書院、一二〇〇八年刊行予定）がある。

- (64) 鈴木（庸）家文書・三三二一（前掲註32参照）。
- (65) (明治)「郷学校施薬院興立之弁意大意」(鈴木（庸）家文書・一二〇八六)。
- (66) (明治)「前御支配より開学之節御口達」(鈴木（庸）家文書・一二〇八七)。
- (67) 明治三年正月「御用留日記」(松本家文書・七六五、川越市立博物館収蔵)、『埼玉県史料叢書6（上）入間・熊谷県史料二』(埼玉県、二〇〇八年二月)所収。
- (68) 明治二年二月「差上申御請書之事」(鈴木（庸）家文書・一一八一三)。
- (69) 鈴木（庸）家文書・三三二一八一一（前掲註29参照）。
- (70) 鈴木（庸）家文書・一二〇四一（前掲註36参照）。
- (71) 鈴木（庸）家文書・一二〇九〇（前掲註31参照）。
- (72) 鈴木（庸）家文書・一二〇九〇（前掲註31参照）。
- (73) 川島領における民衆教育の総体的把握とその評価については、拙稿①「近世後期江戸近郊の地域文化と民衆教育（仮）」（前掲註15参照）を用意しているので参照されたい。
- (74) 「川島町教育史」（前掲註20参照）。
- (75) 石黒綱三の江戸遊学先には二説ある。墓碑には「学江都一瀬氏塾」とある。一方、明治末年から大正初期にかけて資料収集がなされ、大正五年に編纂された『川島郷土誌』には、「出都して林大学頭勤番所一瀬勘三郎氏の紹介を以て時の奥儒者古賀謹一郎の家人となり昌平校に入る」となったとある（『川島町史調査資料第八集 川島郷土誌』編集復刻版）川島町、二〇〇一年）。本稿では、後者の説をとることとする。一瀬勘三郎は、川島領三保谷宿菅沼家出身で、江戸千住の米屋で働きながら学問に励み、その後旗本一瀬家の養子となつたという人物である（鈴木誠一『川島町郷土史』川島村郷土研究会、一九五六年）。
- (76) 『川島町教育史』（前掲註20参照）。
- (77) 慶應三年一〇月「控而不同（學業日記）」(鈴木（庸）家文書・五一五三)。
- (78) 鈴木（庸）家文書・三三二一九（前掲註32参照）。
- (79) 鈴木（庸）家文書・五一五三（前掲註77参照）。
- (80) 拙稿④「近代小学校の成立過程と地域社会—地域指導者層による郷学所体制維持運動とその終焉—」（前掲註33参照）。
- (81) 広田照幸「近代知の成立と制度化」（前掲註13参照）。
- (82) 拙稿②「農村における編纂物の社会的機能」（前掲註63参照）、拙稿③「村落・地域社会の知的的力量と『村の編纂物』—村役人層の主体形成と村方文書共有ネットワーク—」（前掲註63参照）。
- (83) 拙稿④「近代小学校の成立過程と地域社会—地域指導者層による郷学所体制維持運動とその終焉—」（前掲註33参照）。